

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和5年10月25日第3回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人

中崎和行・梶原誠・上妻廣美・中島秀人

中島真実・永浜三津子・鎌田正司・瀨脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・松原浩則・平山信一郎

池山久志・八汐栄一

3. 欠席委員

森山昭市

欠席推進委員

遠藤智史・増野幸孝・西田徹嗣

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和5年第3回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、6番森山委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、2番遠藤推進委員、3番増野推進委員、6番西田推進委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、9番上妻委員、10番中島委員を指名します。

日程第2,「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3,議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号,農地法第3条申請について説明致します。所有権移転2件,筆数6筆,面積10,390㎡,畑10,390㎡。計,件数2件,筆数6筆,面積10,390㎡,畑10,390㎡。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため,許可要件を満たすと考えます。ご審議の程,宜しくお願い致します。

(議長)順位1について,担当調査委員の5番田中委員から説明をお願いします。

(5番委員)はい,5番田中です。議案第1号順位1について説明を致します。去る10月6日,譲受人,〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在,大字〇〇,字〇〇,地番〇〇〇〇-1,地目畑,面積〇〇〇〇㎡。同字,地番〇〇〇〇-1,地目畑,面積〇〇〇〇㎡,同字,字〇〇 地番〇〇〇〇-1,地目畑,面積〇〇〇〇㎡,同字 字〇〇〇〇 地番〇〇〇〇-2,地目畑,面積〇〇〇〇㎡です。譲渡人,住所神奈川県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇,〇〇〇〇さん。譲受人,住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地,〇〇〇〇さん。申請理由は,譲渡人が贈与,譲受人が受贈となっております。2人の関係は郷土の知り合いで,譲渡人が島外に居住しているため管理が出来ず,譲受人に無償で農地を譲りたいという話になったため今回の申請となっております。場所につきましては,資料の3ページをお願いします。〇〇集落から〇〇に向かう広域農道の〇〇〇集落の上になります農道で,農道から〇〇mほどの所に2カ所と農道から下がった所に1カ所になります。調査の結果,労働力,農業機械を確保しており,申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について,担当調査委員の10番中島委員から説明をお願いします。

(10番委員)はい,10番中島です。議案第1号順位2について説明を致します。去る10月8日に,譲受人,〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在,大字〇〇,字〇〇,地番〇〇〇〇-4,地目畑,面積〇〇〇〇㎡,同字 地番〇〇〇〇,地目畑,面積〇〇〇〇㎡です。譲渡人,住所大阪府〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇〇号,〇〇〇〇〇〇さん。譲受人,住所西之表市〇〇〇〇〇〇番地,〇〇〇〇さん。申請理由は,譲渡人が相手方の要望,譲受人が経営開始で売買金額は2筆で86万7千円となっております。場所につきましては,4ページをお願いします。県道沿いの〇〇〇〇〇〇近くの十字から〇へ〇〇〇m程行った左側になります。調査の結果,労働力,農業機械を確保しており,

近に被害を及ぼす恐れはないと思われます。排水については、合併浄化槽を設置するという被害防除計画書及び誓約書が添付され、資金についても金融機関の融資証明書が添付されています。現地で検討した結果、転用により周辺に支障を及ぼすことはないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議 長) 現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議 長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。次に、日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の7ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和5年10月31日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更については、件数5件、筆数9筆、変更面積38,586㎡、契約年数が3年6ヶ月から10年間の合意解約になります。詳細につきましては、8ページから14ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひ致します。

(議 長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の15ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和5年10月31日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、筆数6筆、貸借権14件、筆数34筆、面積76,199㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については16ページから53ページに添付してあります。なお、貸借権順位2から順位15の14件については、全て中間管理事業法の集積一括方式による貸借で、配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

(議 長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認するこ

とにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

(議長) これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年第3回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。